

## 農地を相続した場合は届出を

相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。